

# 岩木地区学生まちづくり活動助成金ガイド

岩木地区を舞台にした、学生中心の自主的なまちづくりグループに対し、活動費をサポートします（最大5万円）。

## 1 応募できるのはどんな人？

次の条件をすべて満たすグループが対象です。

- 3人以上のチームであること。
- メンバーに弘前市内の大学（院）、短大、専門学校の学生が含まれていること。
- 岩木地区内で活動すること。
- 計画的に事業を行うことができ、政治・宗教・営利を目的としていないこと。

## 2 助成の対象となるプロジェクト

令和8年度中に実施される、以下のいずれかに当てはまる活動が対象です。

- 地域課題の解決を図る事業（例：ボランティア、学習支援など）。
- 地域の活性化を図る事業（例：交流イベント、スポーツ大会など）。
- 地域の資源を活かし、その魅力を高める事業（例：SNSでの情報発信、特産品PRなど）。

※対象外となるもの： 行政や他団体からすでに補助を受けている事業、公益性に乏しいものなどは対象になりません。

## 3 助成金について（助成額とルール）

- 助成額： 1グループ1事業につき最大 5万円。
- 助成率： 対象となる経費の 100%（全額）を助成します。
  - ※参加費などの収入がある場合は、その分を差し引いた金額が上限です。
  - ※1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- 受付： 先着順です。予算がなくなり次第終了となるため、早めの申請をおすすめします。

## どんな経費が認められる？

活動に直接必要な以下の経費が対象です。

項目	具体的な内容（例）
講師等謝礼	外部講師や専門的な協力者への謝礼
交通費・宿泊費	移動や宿泊にかかる費用。 （自家用車の場合は 1km あたり 37 円が対象）
消耗品・原材料費	活動に必要な備品、材料、ワークショップの道具など
燃料費	車両・機材等の使用に必要な燃料代
印刷製本費	チラシ、資料の作成代やコピー代
通信運搬費	郵便代や荷物の送料
保険料・使用料	イベント保険代、会場や機材のレンタル料

## 申請から活動終了までの流れ

- ① 申請書の提出  
所定の書類（計画書や予算書など）を事務局へ提出します。
- ② 審査・決定  
内容が適正であれば「交付決定通知書」が届き、正式にスタートとなります。

③ 【活用しよう】お金を先にもらう（概算払）

「活動資金が手元になくて困る」という場合は、決定額の **80%以内**を先に受け取ることができます。

④ 活動実施と報告

活動終了後 **30 日以内**に、報告書と領収書（内訳がわかるもの）を提出してください。

⑤ 金額の確定・精算

報告書に基づき最終的な金額を確定し通知するので、それに基づき請求することで残金が支払われます（概算払で受け取りすぎた場合は返還が必要です）。

---

## ⚠ 注意事項！

- 領収書は大切に保管する  
支払いの証明がないものは助成の対象になりません。
- 計画変更は事前に相談  
事業内容を大きく変える場合は、あらかじめ会長の承認が必要です。
- 誠実な実施  
申請内容と事実が著しく異なる場合などは、決定が取り消されることがあります。

～あなたのアイデアで、岩木のみらいを面白くしてみませんか？～

詳細は事務局までお気軽にお問い合わせください。

問合せ先 岩木みらい協議会事務局（岩木総合支所総務課）  
電話 0172-82-1621